



税など

家屋調査にご協力を

税務課では、新築や増築をした家屋（住宅や事務所、店舗、倉庫など）を対象に家屋調査を実施します。

この調査は、家屋の固定資産税額の基礎となる評価額を決定するためのもので、調査期間は来年1月末までの予定で、該当する家屋の所有者には事前に調査の日時を連絡しますのでご協力をお願いします。

なお、調査に伺う町職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。不審に思われたときは提示を求め、確認してください。

また、家屋を取り壊した場合は所有者が税務課へ速やかに申し出てくださいます。

問 税務課課税第二係 ☎ 34・2113

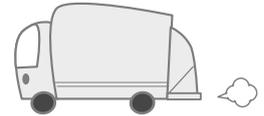


暮らし・環境

大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的

10月13日(月)「体育の日」は、もえるごみの特別収集を行います



もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場へごみを出してください。

ごみを清掃工場へ持ち込めます

時間 午後1時～4時

費用 10kgにつき50円(家庭ごみ)

※10kg未満は10kgとみなします。

※持ち込みの場合、袋の指定はありません。

※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

問 清掃工場(環境管理課)

☎ 33-5003

な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(例えば、買主)は、契約日から2週間以内に土地の所在する市町村に土地売買などの届出をしなければなりません。

届出が必要な土地面積

区域	面積
市街化区域	2000平方メートル以上
市街化調整区域	5000平方メートル以上
都市計画区域外	1万平方メートル以上

届出方法 町内で土地取引を行った場合は、届出書に必要事項を記入し、添付書類(契約書の写し、地図など)とともに、町に届けてください。

届出書は町まちづくり推進室にあります。また県ホームページ http://www.pref.nara.jp/4928.htm#hituyous_yorui でも入手できます。

www.pref.nara.jp/4928.htm#hituyous_yorui)でも入手できます。

審査内容 土地利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求められます。

罰則 届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

問 県地域振興部地域政策課

☎ 0742・27・8484

▼町まちづくり推進室

☎ 34・2085



子育て・教育



10月の納付（普通徴収分）

納期限 **10月31日(金)**

種類

- 町県民税（第3期分）
- 国民健康保険税（第4期分）
- 介護保険料（第4期分）
- 後期高齢者医療保険料（第4期分）

安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までに行ってください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

二階堂養護学校の 教育相談・体験学習

県立二階堂養護学校では、障がいのある幼児や児童・生徒と保護者に対して、就学や療育・教育についての教育相談、体験学習を実施しています。

教育相談

小学部 毎週火・木曜日（午前10時～正午）、毎週月・金曜日（午後1時30分～3時）

中学部 毎週火・木・金曜日（午前9時40分～正午）

高等部 毎週月～金曜日（午前9時40分～11時40分）

※他の曜日を希望する場合は、ご相談ください。

体験学習

小学部 10月24日(金)

（対象＝来年度就学幼児）

中学部 毎週火・木・金曜日（随時）

高等部 随時

※いずれも、電話での事前予約が必要です。

問・申込 県立二階堂養護学校（各学部主事）☎ 0743・64・3081
へ電話で。

明日香養護学校体験学習

県立明日香養護学校では、平成27年度に入学（転入学）を希望する障がいのある生徒とその保護者に対して、同校の肢体不自由教育についての理解と認識を深めていただくため、体験入学を行います。

また、同校では県内全域を対象に、訪問教育を行っています。障がいがい、病気など健康上の理由、または家庭の都合などで学校に通学することの困難な生徒の家庭に教員が訪問して行う教育です。

小学部

日時 11月27日(木)午前9時10分～午後1時（給食の試食を行います）

場所 県立明日香養護学校

対象 ▼肢体不自由を有する小学6年生と保護者または関係者 ▼訪問教育の体験を希望する生徒と保護者または関係者

※当日参加の困難な場合はご相談ください。

高等部

日時 11月18日(火)午前9時10分～午後1時（給食の試食を行います）

場所 県立明日香養護学校

対象 ▼肢体不自由を有する中学3年生と保護者または関係者 ▼訪問教育の体験を希望する生徒と保護者または関係者

※当日参加の困難な場合はご相談ください。

※病弱部門の体験学習は、随時受け付けていますので、ご連絡ください。

問・申込 10月31日(金)までに、電話で県立明日香養護学校（前田）☎ 54・3380へ。